

第1編組織運営 基盤教育群運営等規程

宮城大学基盤教育群運営等規程

平成29年4月1日

規程第155号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「基本規則」という。）第32条第1項の規定に基づき置かれる基盤教育群の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(基盤教育の意義)

第2条 基盤教育とは、宮城大学（以下「本学」という。）の共通の教育基盤として、人間力を高めるとともに、広く、かつ、深く学び続ける力を養成し、将来にわたって明日の姿を見通す力身につけるための技法知、学問知及び実践知を育むために、本学が全学体制で行う教育をいう。

(基盤教育群の役割)

第3条 基盤教育群は、基盤教育の運営及び実施の中心的な業務を担い、基盤教育の質的向上及び充実を図るものとする。

(基盤教育群教授会)

第4条 基本規則第32条第2項の規定により置かれる基盤教育群教授会（以下「教授会」という。）は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- 一 基盤教育科目の単位認定に関すること。
 - 二 基盤教育科目のカリキュラムの編成及び運用に関すること。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び基盤教育群長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる基盤教育群の教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成等)

第5条 教授会は、基盤教育群の主たる教育を担当する専任教員である教授、准教授、講師及び助教並びに学長が必要と認める本学の教員をもって構成する。

- 2 教授会は、単位の認定の審議に当たっては、基盤教育科目を担当する全ての専任の教員を前項の構成員に加えて構成するものとする。

(招集及び議長)

第6条 教授会は、基盤教育群長（以下「群長」という。）が招集する。

- 2 群長は、教授会の構成員の4分の1以上の者から審議事項を示して開催の請求があったときは、教授会を招集しなければならない。
- 3 教授会に議長を置き、群長をもって充てる。

第1編 組織運営 基盤教育群運営等規程

- 4 議長は、教授会を主宰する。
- 5 議長に事故あるときは基盤教育副群長（以下「副群長」という。）がその職務を代理し、議長が欠員のときは副群長がその職務を行う。

（定足数及ぶ表決）

第7条 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（構成員以外の者の出席）

第8条 群長が必要と認めるときは、教授会に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 学長は、特に必要がある場合には、教授会に出席することができる。

（議事録の作成等）

第9条 議長は、議事録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 群長は、教授会の議事について学長に報告するものとする。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て行うものとする。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、基盤教育群の運営等に関し必要な事項は、教授会の議を経て群長が定める。

附 則（H29.3.22 第120回理事会）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（H30.8.29 第139回理事会）

この規程は、平成30年8月29日から施行する。

附 則（R5.6.28 第200回理事会）

この規程は、令和5年6月28日から施行する。